

居宅介護支援事業重要事項説明書

(令和 6 年 4 月現在)

1. 事業所の概要

事業者名	社会福祉法人 早川福祉会
事業所名	藤園苑居宅介護支援事業所
所在地	高岡市 早川 390番1
電話番号	0766-27-8070 (8:30~17:30) 携帯090-5172-8854 (17:30~翌朝8:30)
FAX番号 ホームページアドレス	0766-27-8280 http://www.fujisonoen.or.jp
介護保険事業所番号	1670200698
サービスの種類	居宅介護支援
サービスを提供する地域	高岡市（地域外の方はご相談下さい。）
営業日	年中無休
営業時間	8:30~17:30 上記時間外は携帯電話にて24時間対応 ただし、時間外に対しては当番担当員が対応
職員体制	常勤兼務主任介護支援専門員 1 名 常勤専従主任介護支援専門員 1 名 常勤専従介護支援専門員 4 名 計 6 名
指定年月日	平成13年10月1日
管理者	老松 昭子
代表者	理事長 岡本 清右衛門

2. 事業目的

介護保険法に基づき、ご契約者が居宅において無理のない生活が送れるように必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、そのサービスの提供が確保されるよう、主治医、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

3. 居宅サービス計画の作成

担当者である介護支援専門員(ケアマネジャー)が、居宅サービス計画を作成します。

- (1) ご契約者の居宅を訪問し、ご契約者及びご家族に面接して現に抱える問題を明らかにし、ご契約者が自立した日常生活を営むことができる様に支援し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容・利用料等の情報を提供し、ご契約者及びご家族の希望を踏まえつつ公正中立にサービスの選択を行えるよう支援します。

※ケアプランに位置付けるサービス提供事業者については複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

※当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。

- (3) 提供されるサービスの目標や留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 原案を基に、利用するサービスが保険給付の対象になるかどうかを区分し、その種類・内容・利用料等をご契約者及び契約者代理人に説明し、同意を受けます。
- (5) 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を毎週行い、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

4. 居宅サービスの利用

居宅サービス計画作成後は、下記の業務を行います。

- (1) ご契約者及びそのご家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス提供事業者及び地域包括支援センター及び主治医等との連絡調整を行います。
- (3) ご契約者の心身の状態を常に把握し、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援・要介護認定区分変更申請等の必要な支援を行います。

※入院時における医療機関との連携促進のため、ご契約者が入院された時はケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。

5. 利用料

- (1) 要介護認定を受けられた方は、原則として介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった等の場合は、一旦、相当額

をお支払いいただく場合があります。

- (2) 実施地域外からの利用者の要請あったときは、それに要した交通費については、ご契約者及びそのご家族の同意を得て、1 キロメートルあたり 20 円又は実費を徴収させていただきます。

6. 秘密保持

- (1) 事業者及び当職員は、サービスを提供する上で知り得た契約者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、契約者等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者等の情報を用いません。

7. 緊急時の対応

- (1) 当職員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

8. 苦情・ハラスメント処理

- (1) 提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な処置

- 2 事業者はサービス利用中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通達します。

10. 業務継続計画

- (1) 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更します。

11. 衛生管理

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。又、研修会や訓練を定期的の実施し、感染対策の資質向上に努めます。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

担当者 老松 昭子

電話 0766-27-8070

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高岡市 長寿福祉課

所在地 : 高岡市広小路7番50号

電話 : (0766)20-1365 FAX : (0766)20-1364

国民健康保険団体連合会

所在地 : 富山市下野字豆田995番地の3

電話 : (076)431-9833 FAX : (076)431-9834

富山県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 : 富山市安住町5番21号

電話 : (076)432-3280 FAX : (076)432-6146

以上、居宅介護支援の提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者：社会福祉法人早川福祉会

説明者職名： 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者 住所：

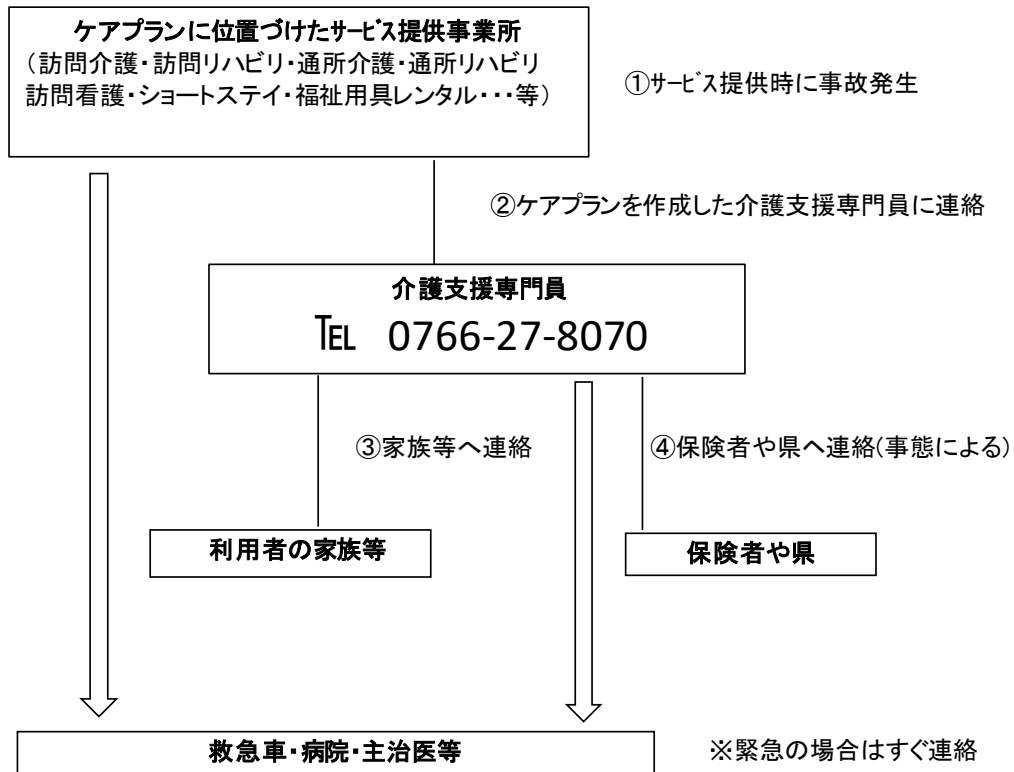
氏名：

契約者代理人 住所：

氏名：

事故発生時の対応

居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡をとり対応します。



事業所名 : 藤園苑居宅介護支援事業所

連絡先 : 0766—27—8070

介護支援専門員名 :